

茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会的援護を要する者（援護を要するおそれのある者を含む。以下「要援護者等」という。）又はその家族・親族等（以下「家族等」という。）が住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、要援護者等の早期発見から支援につながる健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図るため、コミュニティソーシャルワーカー配置事業（以下「事業」という。）を実施することにより、地域の要援護者等の自立生活の支援と福祉の向上に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2 この事業は、第1に定める目的を達成するために最適と判断する施設（以下「いきいきネット相談支援センター」という。）を確保できると認められる社会福祉法人、公益法人、民間事業者等に委託することにより実施する。

(事業の対象者)

第3 この事業の対象者は、要援護者等又はその家族等とする。

(コミュニティソーシャルワーカーの配置)

第4 事業の実施に当たり、いきいきネット相談支援センターにコミュニティソーシャルワーカー1人を、おおむね中学校区単位に配置するものとし、原則として専任とする。

2 コミュニティソーシャルワーカーは、次に掲げる者で、かつ、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が実施する地域福祉コーディネーターのための基礎研修その他これに準ずる研修（以下この項において「研修」という。）の修了者をもって充てるものとする。ただし、研修が開始される前に事業を実施する場合は、研修を受講し修了する見込みの者を充てることができるものとする。

(1) 社会福祉士、精神保健福祉士及び社会福祉主事任用資格者のうち養成機関又は講習会の課程を修了した者

(2) 介護支援専門員

(3) 介護福祉士

(4) 保健師、看護師

(5) ソーシャルワーク業務に5年以上従事している者

(6) その他市長が特に本事業の遂行が可能と認める者

(コミュニティソーシャルワーカーの役割)

第5 コミュニティソーシャルワーカーは、関係諸機関との連携のもと、いきいきネ

ット相談支援センターを拠点として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地域福祉の計画的推進への支援

ア 地域福祉計画の支援

(ア) 日常の地域福祉活動を踏まえた上で、地域福祉計画の策定・見直し、推進等に積極的に関与、協力する。

(イ) 地域福祉計画が策定された場合においては、当該計画に基づいた活動を行い、その活動を通じて得た情報提供等を行う。

イ 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化等

(ア) 要援護者等の見守り・発見、相談等に資するため、区域における住民活動の育成、支援に努めるとともに、必要に応じて要援護者等又はその家族等の組織化を行う。

(イ) 既存の公的サービス等との協働により、地域福祉を推進する。

(ウ) 当該区域において、要援護者等の支援にとって有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携して、研究・開発・普及するよう努める。

(2) セーフティネット体制づくり

ア 小地域ネットワーク活動、市が中心となって整備する行政機関や保健・医療・福祉・雇用・就労・住宅・教育等の各分野の関係機関、当事者団体、地域福祉活動団体、地域住民等で構成されるネットワークを活用し、要援護者等に対する見守り・発見、相談から適切なサービスへと引継ぎができる体制づくりを行う。

イ 特に困難な支援ニーズや複数の機関等による連携が求められる事例に関して、見守りやサービス等の調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成する「コミュニティソーシャルワークケース検討会(以下「ケース検討会」という。)」を必要に応じ随時あるいは定期的に開催する。

なお、既存の相談事業等で同様のケース会議を設置している場合であって、その活用により目的が達成される場合は、当該ケース会議をもってケース検討会とみなすことができる。

(3) 要援護者等に対する見守り・相談

ア 要援護者等の生活・心身の状況及びその家族等の実態を把握し、既存の施設・機関とともに必要となる見守り・声かけ、相談等を行いながら、当該福祉支援ニーズの評価を行う。

イ 要援護者等への見守り、相談支援等の円滑な実施に資するため、要援護者等又はその家族等に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況並びにサービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳(以下「サービス基本台帳」という。)を整備し、適切に管理する。

なお、要援護者等又はその家族等に関する基礎的事項等の把握については、当事者団体、区域の民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、小地域ネットワーク活動、いのち・愛・ゆめセンター等の各活動と緊密な連携を図る。

ウ 各種の保健福祉サービスをはじめとした要援護者等の支援サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を区域の住民に対し行う。

エ 要援護者等又はその家族等の生活上の各種の相談に対し、訪問相談、電話相談、面接相談等により、総合的に応じ、要援護者等の課題の発見とその解決に努める。

オ 要援護者等又はその家族等の各種サービスの利用申請に関する支援を行う。要援護者等に対する公的サービスについて適用を依頼した場合、市は適切に対応する。

(4) 市への情報提供

コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉計画の策定、見直し及び推進等のため、市に対して情報提供等を行うものとする。

(市の役割)

第6 市は、コミュニティソーシャルワーカー間の円滑な情報交換が図られるよう連絡支援体制の整備を行うとともに、その活動水準の均一化を図るために、コミュニティソーシャルワーク協議会を定期的を開催するものとする。

2 市は、コミュニティソーシャルワーカーの資質の向上を図るため、定期的研修等の機会を設けるものとする。

3 市は、地域福祉計画の策定、見直し及び推進等のため、コミュニティソーシャルワーカーから、その活動を通じて得た情報等を求めるための会議を年2回以上開催するものとする。

(プライバシーの保護)

第7 コミュニティソーシャルワーカーは、常に人権尊重の視点をもって業務の遂行に当たり、業務上知り得た要援護者等又は家族等の個人情報等を漏らしてはならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から実施する。